

西伊豆町

第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)

1 計画の概要

計画の趣旨

これまでの高齢者施策に関する取組を継承しつつ、関係機関や地域住民と連携、協力しながら、介護予防・生活支援サービスの体制整備、在宅医療・介護連携等の取組や認知症施策などを推進し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを全うできる社会を築くことを目標として、新たに「西伊豆町第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

なお、本計画は、令和7年度、令和22年度までの中長期的な視点に基づいて計画を策定します。

計画の理念

本計画は、「西伊豆町総合計画」を最上位計画と位置づけ、その他の健康福祉分野の計画や関連分野の計画と整合を図りながら連携して推進していく必要があることから次計画の基本理念を「地域で支え合う健幸で長寿なまち」とし、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

そのため、本計画では、基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

地域で支え合う健幸で長寿なまち

基本目標

目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

行政、事業者、ボランティア、NPO、地域住民など多様な主体の参画を促し、各主体が連携しながら、地域の社会資源を様々な形で活用していく地域包括ケアシステムを引き続き深化・推進します。

目標2 健全かつ安定的な介護保険事業の運営

要介護認定の適正化やケアプランの点検、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の推進、住宅改修費支給申請内容の適正化などに取り組み、健全かつ安定的な介護保険事業の運営を目指します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域包括ケアシステムの基盤整備

地域包括支援センターの機能強化や、地域住民や事業者等の参加を図りながら、高齢者を支援する地域のネットワークづくり、町社会福祉協議会と連携した地域福祉活動の推進、介護事業者と連携した福祉の担い手の育成などに努めます。

② 保健・福祉サービスの充実

高齢者の健康づくり、生活習慣病予防の対策、高齢者及び家族の暮らしを支援するサービスの継続に努めます。

③ 生きがいづくり社会参加の促進

高齢者サロン活動への支援に努めるとともに、スポーツや学習、趣味の活動等への支援、シルバー人材センターなど高齢者の就労支援に努めます。

④ 暮らしやすい地域づくり

居住の場の確保や、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進、防災・防犯対策及び交通安全対策の推進、感染症対策に係る体制の整備など、安全・安心のまちづくりに努めます。

基本目標2 健全かつ安定的な介護保険事業の運営

① 介護保険・介護予防サービスの推進

利用ニーズの動向や地域特性を考慮して、事業者と連携しながら介護保険・介護予防サービスの充実に努めます。

② 地域支援事業の推進

生活機能の低下が確認された高齢者や要支援認定者を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業の充実に努めます。また、相談体制の充実や在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備、高齢者の権利を守る体制づくりなどに努めます。

③ 介護保険事業費の算定

第8期介護保険事業計画にかかる事業費の算定を行うとともに、介護給付適正化計画に基づき、持続可能な介護保険制度を構築することを目指します。

④ 2025・2040年を見据えた中長期的な推計

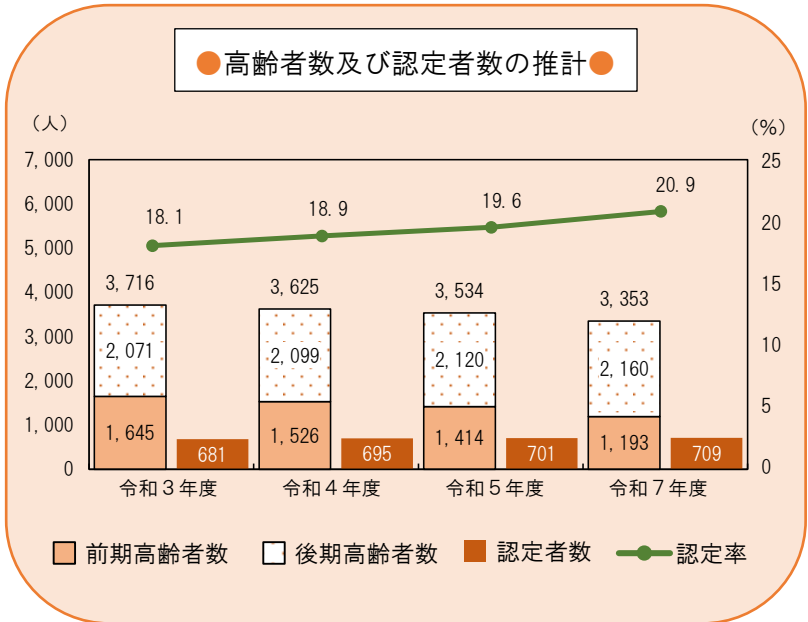
令和7（2025）年度・令和22（2040）年度を見据えた、地域包括ケアシステムの実現に努めます。

高齢者数・認定者数の推計

本計画の期間中は、高齢者は緩やかに減少しますが、75歳以上の後期高齢者数が65～74歳の前期高齢者数を上回る状況が続くことが見込まれます。

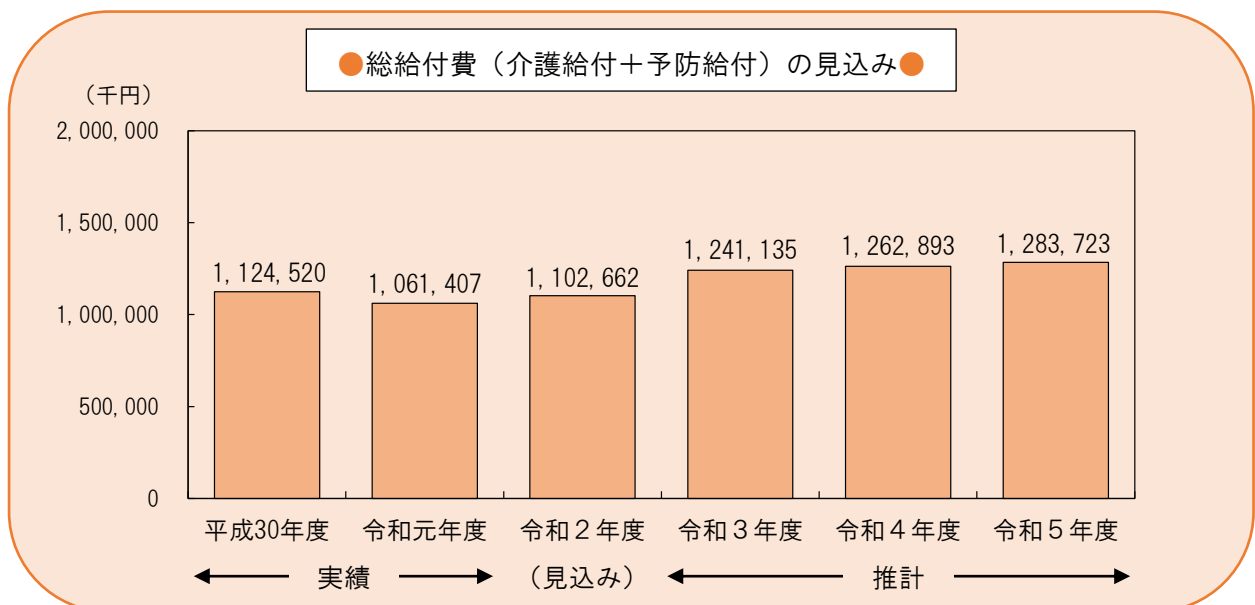
そのため、介護や支援を必要とする認定者数も増え、本計画期間の最終年度である令和5年度には、65歳以上の認定者数は701人となり、認定率は19.6%になることが予想されています。

また、令和7年度には、認定者数は709人に、認定率は20.9%に上ると考えられます。



介護保険事業にかかる費用の推計

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護保険サービスの利用にかかる給付費（総給付費）は、第7期計画期間中に取り組んだ介護予防の推進等により、減少傾向も見られました。しかし、今後の後期高齢者数や認定者数の増加に伴い、サービスの利用も増加する可能性があることを考慮すると、第8期計画期間では増加傾向となることを見込まれます。



第1号被保険者の介護保険料

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料で賄われます。

第8期介護保険料は6,500円を保険料基準月額として設定します。所得段階及び保険料率については、低所得者の負担軽減を図るため、被保険者の負担能力に応じ、9段階の所得段階区分に設定します。

●○所得段階別保険料○●

所得段階	所得等の条件	割合	保険料（月額）
第1段階	生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給の人で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	39,000円 (3,250円)
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75	58,500円 (4,875円)
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える人	0.75	58,500円 (4,875円)
第4段階	本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下でかつ世帯に町民税課税者がいる人	0.90	70,200円 (5,850円)
第5段階	本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え、かつ世帯に町民税課税者がいる人	1.00 (基準額)	78,000円 (6,500円)
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	93,600円 (7,800円)
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	101,400円 (8,450円)
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	117,000円 (9,750円)
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	1.70	132,600円 (11,050円)

第8期計画では、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次のとおり低所得者の方の保険料が軽減されます。

対象となる所得段階	保険料基準額に対する保険料率	保険料（月額）
第1段階	0.50 ⇒ 0.30	23,400円 (1,950円)
第2段階	0.75 ⇒ 0.50	39,000円 (3,250円)
第3段階	0.75 ⇒ 0.70	54,600円 (4,550円)

※保険料の軽減措置は予定です。

令和3年3月発行

編集：西伊豆町 健康福祉課 介護保険係

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401-1

TEL (0558) 52-1116 FAX (0558) 54-1019